

日付: 2004 年 3 月 26 日

提出元: 住友電気工業株式会社

題名: JJ-100.01 第 3 版検討課題に対する意見

本寄書は、第 8 回会合において整理された JJ-100.01 第 3 版検討課題に関して、住友電工の意見をまとめたものである(以下の表中で、太字部分が当社意見)。

ア)	基本方針
(1)	サービススペックに関する事項を課題とするか 当 SWG の担当範囲ではないため、反対
(2)	上り拡張方式のほかに、長延化方式、1.1MHz を超える周波数を使う方式、リモートターミナルでの DSL 方式を扱うか、検討する順番 上り拡張方式: JJ-100.01 第 2 版の適用範囲であり、第 3 版の検討課題とすることには反対。 長延化方式: 0.4mm PE 換算で 5km 以遠の判断基準を検討し、第 3 版に入れるべき。 1.1MHz 超の周波数: ダブル、クワッド ADSL の導入が進められており、第 3 版に入れるべき。 リモートターミナル方式: T1.417 Annex L のように、付録に参考情報を提供しても良い。優先度低い。
(3)	保護システム(クラス分け)の見直し 見直しの必要性がなく、反対。
(4)	総量規制、収容制限のみに限定すべき等の考え方 総量規制: 現実的な運用が可能か不明であり、反対。 線路長制限をなくし収容制限のみ適用: スペクトル管理上、線路長制限は必要であり、反対。
イ)	保護判定基準の見直し
(1)	ISDN を適合性確認の干渉源から排除したい ISDN 加入者が 1 千万弱存在する現実から、適合性確認の干渉源から外すのは適当でなく、反対。
(2)	距離 3.5 km (0.4mmPE 絶縁) で 4Mbps (下り)、400Kbps (上り) を確保したい FDM 方式の ADSL 以外を使用できないことになり、基準値として合理性なし。反対。
(3)	緩和値(マージン)の設定 全システムに同一ルールの適用が原則。緩和値は、個別に合理性のある場合のみ認める。
(4)	保護マスクの導入の是非 新しい考え方の議論そのものには反対しないが、現時点では有用性にメリットが感じられない。
(5)	第 2 版通りの運用をすべき、見直しする合理的な理由がないとの意見がある。 第 3 版が制定されるまでの間は、新システムに関して第 2 版に基いた適合性判断を行うべき。
ウ)	線路モデル、干渉源、計算方法の変更
(1)	線路長(損失)の定義および各式の整合性 B 章を検討するアドホック会合で議論

(2)干渉源の数
(3)2.7km超線路長での ISDN の扱い
(4)長延化方式用モデルおよび適用距離
(5)漏話の周波数特性が正しくない B 章を検討するアドホック会合で議論
(6)キャリアビット数[8、15、その他] スペクトル適合性確認を目的とした計算ではあまり差が出ない[SMS-07-14]。
(7)第2版通りのモデルで十分、モデル変更する合理的な理由がないとの意見がある。 1.1MHz 以上の周波数帯域を取り扱う場合、G.996.1 Annex B に従った改訂が望ましい。

以上